

茨城県動物愛護推進員設置要項

(目的)

第1条 この要項は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動愛法」という。）第38条に基づき委嘱する「茨城県動物愛護推進員」（以下「推進員」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(委嘱等)

第2条 推進員は、次のいずれかに該当する者のうちから茨城県動物指導センター長（以下「センター長」という。）が内申し、知事がこれを委嘱する。

- (1) 市町村長又は市町村教育委員会教育長から推薦のあった者
- (2) 推進員の公募に対して応募のあった者
- (3) 獣医師であって公益社団法人茨城県獣医師会長から推薦のあった者
- (4) 茨城県動物愛護推進協議会を構成する公益法人から推薦のあった者

2 前項で規定する内申は、委嘱時に次の各号をすべて満たす者であること。

- (1) 県内に在住し、18歳以上の者であること。（ただし高校生は除く。）
- (2) 動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有する者であること。
- (3) 県が行う動物愛護推進員養成講習会を受講した者であること。
- (4) 動物愛護行政の推進に協力できる者であること。
- (5) 狂犬病予防法、動愛法及び茨城県動物の愛護及び管理に関する条例の規定を遵守している者であること。

3 推進員の委嘱は「委嘱状」（様式第1号）により、推薦は「推薦書」（様式第2号）により行うものとする。

4 推進員の委嘱にあたっては、委嘱しようとする者から「承諾書」（様式第3号）により承諾を得るものとする。

5 推進員の任期は3年以内とする。ただし、任期中に新たに推進員を委嘱するときの委嘱期間の満了日は、当該任期の期間の満了する日とする。また、推進員は再任できるものとする。

(推進員の解任)

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当する行為により、再三に渡り注意を受けたにもかかわらず改善が見られない場合には、推進員を解任することができる。

- (1) 推進員の業務範囲を著しく超える行為
- (2) 推進員としてふさわしくない行為
- (3) 第7条第1項の報告をしない、又はその報告内容が著しく乏しいもしくは虚偽である場合。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、推進員が前条第2項のいずれかに該当しなくなったとき、本人からの申出があったとき又は必要と認めたときは、推進員を解任することができる。

3 解任は、「解任通知書」（様式第4号）により行うものとする。

(活動内容)

第4条 推進員は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 県が主催する次の事業等への協力
 - ア 動物愛護フェア
 - イ 動物愛護啓発キャンペーン

- ウ 犬のしつけ方教室
 - エ 動物指導センターが実施する譲渡事業の飼養管理及び譲渡の補助
 - オ 動物愛護管理推進計画に沿った取り組み
 - カ その他県が主催する事業
- (2) 公民館活動，自治会，子ども会，老人会，自治体，学校主催の催事等における次の活動
- ア 動物愛護思想の普及
 - イ 動物の適正飼養に関する知識の普及
 - ウ 繁殖制限に関する知識の普及
 - エ 終生飼養知識の普及
 - オ 動物の譲渡に関する相談
 - カ 犬のしつけ方相談
 - キ その他動物愛護管理に関する知識の普及等
 - ク 学校飼育動物の飼育ボランティア活動
- (3) その他センター長が依頼する事項への協力

(遵守事項)

第5条 推進員は，動物の愛護及び適正な飼養に関する活動に関し，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動を行う上で知り得た個人情報等は第三者に漏らしてはならない。
なお、推進員としての任を解かれた後も同様とする。
- (2) 活動にあたっては，個人の人格を尊重し，親切丁寧な態度で接するとともに差別的な扱いや不快の念を抱かせることのないよう注意しなければならない。
- (3) 推進員の身分を，第4条に定める活動以外の目的で利用してはならない。

(会議)

第6条 県は，必要に応じて推進員を召集し，会議を開催することができる。

- 2 推進員は，前項に掲げる会議に出席しなければならない。

(報告等)

第7条 推進員は，活動の実績を「動物愛護推進員活動報告書」（様式第5号）により，センター長に報告しなければならない。

- 2 報告の提出は，半期ごととし，半期終了月の翌月20日までにを行うものとする。
- 3 推進員は，その活動を効果的に進めるため，相互に連携し協力するよう努めなければならない。

(推進員の証)

第8条 推進員が業務に従事するときは，「茨城県動物愛護推進員の証」（様式第6号）を携帯し，関係人の請求があったときは，これを提示しなければならない。

- 2 第2条第5項の規定による任期が満了したとき又は第3条の規定により解任された場合は，茨城県動物愛護推進員の証を知事に返納しなければならない。

(推進員の証の再交付)

第 8 条の 2 知事は、前条第 1 項の規定により交付された茨城県動物愛護推進員の証をき損し、汚損し、若しくは紛失した者から茨城県動物愛護推進員の証の再交付の申請があったときは、茨城県動物愛護推進員の証を再交付できる。

2 前項の申請は、茨城県動物愛護推進員の証再交付申請書(様式第 7 号)により行うものとする。

(報償費等)

第 9 条 県は、推進員が第 4 条に規定するいずれかの事業及び第 6 条第 1 項に規定する会議へ参加した場合は、予算の範囲内において報償費を支払うものとする。

(実施細目)

第 10 条 この要項の定めるもののほか、その要項の実施について必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

付 則

この要項は、平成 13 年 8 月 20 日から施行する。

付 則

この要項は、平成 15 年 12 月 9 日から施行する。

付 則

この要項は、平成 17 年 12 月 28 日から施行する。

付 則

この要項は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

付 則

この要項は、平成 23 年 12 月 19 日から施行する。

但し、第 2 条第 5 項(ただし書き以降は除く)は、平成 24 年 4 月 1 日からとする。

付 則

この要項は、平成 26 年 12 月 18 日から施行する。